

福井県チャレンジプランコンテスト2026
～全世代のチャレンジをリスペクト～
募集要項

1 コンテストの趣旨

本コンテストは、県内外で活動する個人、グループまたは団体が行う、福井の「地域課題の解決」「地域活性化」に資するチャレンジングな活動を支援することを目的とする。

2 コンテスト主体等

- (1)コンテスト主体 福井県
- (2)採択審査 福井県チャレンジプランコンテスト2026審査委員会(以下「審査委員会」という。)

3 応募資格

次の(1)～(10)をすべて満たす者とする。

- (1) 15歳以上(中学生を除く)の個人、グループまたは団体(任意団体を含む)で、プランを確実に実施する能力・体制を有していること(※企業の場合、法人としての応募は不可)
- (2) 本コンテストにおいて、令和5年度以降に採択を受けていないこと
- (3) 個人情報適切に管理する能力・体制を有すること
- (4) 宗教的活動または政治的活動を目的としていないこと
- (5) 公序良俗に反する活動を行っていないこと
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う団体でないこと
- (7) 県からの照会や連絡に対し、速やかな連絡や回答できる体制を有すること
- (8) 18歳未満の者は保護者からの同意を得ていること
- (9) 県が所管する他の補助金、助成金の交付を受けていないこと(市町が実施する補助金等については併用可能)
- (10)応募前に、県が実施する伴走支援を1回以上受講していること

4 対象となるプラン

次の(1)～(5)をすべて満たす活動プランとする。

- (1) 「3 応募資格」に掲げる資格を満たす者が、地域課題の解決や、福井の活性化のために活動するプランであること
- (2)同一の個人、グループまたは団体による応募は、1件に限るものとし、複数のプランを同時に応募することはできない

- (3) 既存プランの単なる継続や拡大ではなく、本コンテストをきっかけに新たに開始するプランであること
- (4) 営利目的ではなく、地域課題の解決、地域の活性化を主な目的とするプランであること。ただし持続可能な活動に必要な最小限の収益性は認める
- (5) プラン採択後に活動を開始し、令和9年2月28日までにプランに着手し、令和10年3月31日までに完了するプランであること

5 対象経費

プラン実施に必要な経費(広報費、会場使用料・賃借料、謝金・報償費、旅費、消耗品費等)

※応募者や応募団体の構成員への人件費、謝金、報酬、賃金、手当、外注費、その他これらに類する費用は対象外

6 支援金

採択された個人、グループまたは団体(以下「採択者」という)に支援金を交付する。支援金の交付総額は1,100万円以内とし、コースの内訳は下記のとおりとする。応募者は、支援希望額に応じて下記のいずれかひとつのコースを選択し、応募するものとする。

コース (支援希望額)	採択数の目安
300万円 (201~300万円)	1件程度
200万円 (101~200万円)	1件程度
100万円 (51~100万円)	3件程度
50万円 (21~50万円)	4件程度
20万円 (1~20万円)	5件程度

なお、応募や審査の状況に応じて上記の採択数の変更や減額での採択を行う場合がある。

7 応募の手続、スケジュール等

(1) 応募方法

募集期間内に、福井県電子申請システムによる応募フォームへの入力および「9 提出物」に記載のある①～④の電子データを添付し提出すること。

電子申請 URL: <https://shinsei.e-fukui.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=180001&shinseiFmtNo=000010&shinseiEdaban=10>

なお、応募フォームの入力および提出物の提出の両方が完了した時点で応募完了とする。いずれか一方が完了していない場合、応募したことにならないため留意すること。(添付は100 MBまで)

また、提出書類の不備等について、県から個別に連絡は行わないため、提出内容を十分に確認すること。

(2) 伴走支援の受講(必須)

プラン内容を整理して実現可能性を高めることを目的として伴走支援を実施する。伴走支援はプランのブラッシュアップを図るため、応募前に一度は必ず受講することとし、受講していないプランは本コンテストに応募できない。

伴走支援申込 URL: <https://forms.office.com/r/J2dd9JKP3f>

(3) 募集期間

令和8年6月1日(月)9時～令和8年7月31日(金)17時

8 審査・選定方法

(1) 審査方法

提出された資料に基づき、書類審査(一次審査)を行い、それを通過したプランを対象に公開プレゼンテーションによる最終審査を行い採択プランする決定する。

ただし、20万円コースについては書類審査のみで採択者を決定し、採択日の翌日からプランに着手できるものとする。

(2) 審査スケジュール(予定)

8月 3日(月)	書類審査(一次審査)開始
8月20日(木)	書類審査(一次審査)結果通知
8月21日(金)9時～ 9月10日(木)17時	公開プレゼンテーション資料提出期間
10月3日(土) 10月4日(日)	公開プレゼンテーション審査会

※20万円コースは書類審査のみで採択者を決定するため、公開プレゼンテーション審査会への参加は不要

(3) 審査委員会

採択プランの審査および選定は、県が別途定める審査委員会が実施する。

(4) 公開プレゼンテーション審査会および採択式の開催

公開プレゼンテーション審査は、令和8年10月3日(土)、4日(日)に福井市観光交流センターで実施する予定であり、応募者は、県が指定する日に出席し、プラン内容の発表および質疑応答に対応するものとする。なお、詳細は募集締切後に県から連絡する。

1 支援金額300万円コース

公開プレゼンテーション審査会終了後、採択結果を発表する。その後、引き続き採択書の交付式を実施する。

2 支援金額50万円、100万円、200万円コース

公開プレゼンテーション審査会終了後、採択結果を発表する。採択書については、後日、郵送により交付する。

(5) 公開プレゼンテーション資料

公開プレゼンテーション資料は、「9 提出物」(1)の④にある企画提案書を使用して実施するものとする。

・発表時間:1団体あたり8分以内

資料の分量が多い場合であっても、発表時間の延長は行わない。

・令和8年9月10日(木)17時を期限として、1回に限り資料のブラッシュアップの機会を認める。期限後の差し替え、修正および再提出は一切認めないので、内容を十分に確認の上、県民協働課のメールアドレス(kenmin-kyodo@pref.fukui.lg.jp)へ提出すること。

・資料のブラッシュアップにあたっては、書類審査(一次審査)と大幅に内容が乖離するような変更は認めない。また、プラン概要書との整合性が保たれるよう留意すること。

9 提出物

(1) 提出物

応募にあたっては、下記①～④を提出すること。なお、審査の公平性を保つ観点から、必ず指定の様式にて提出すること。

1 応募シート(様式第1号)

・形式:Excel

2 プラン概要書(様式第2号)

・形式:PowerPoint

③ 他の補助金等の受給に関する誓約書(様式第3号)

・形式:PDF

・注意事項:所定の様式に必要な事項を記入のうえ、署名したものを提出すること。

④企画提案書

・形式:PDF

・内容:「②プラン概要書」の内容を補足するとともに、プラン内容や収支計画等について詳細に説明するものとする。構成および表現は自由とするが、以下の項目を必ず盛り込むこと。

【企画提案書における必須項目】

(ア)プラン内容に関する事項

- ・プラン名
- ・背景や課題認識
- ・プランの目的
- ・期待される効果(定量的効果・定性的効果)
- ・プランの詳細(実施内容、対象地域、対象者、スケジュール)
- ・実施体制および役割分担
- ・プラン完了後の展開や継続性
- ・周知および広報手法
- ・新規性、独自性
- ・その他のアピールポイント

※「全世代のチャレンジをリスペクト」の観点から、多様な世代の参画をアピールできると評価が高い

(イ)収支計画に関する事項

収支計画については、内容が明確に分かるよう項目ごとに具体的に記載すること。

- ・収入内訳(本プランの支援金、自己資金、参加者負担金、その他収入等)
- ・支出内訳(必要経費の内容および金額)

※収支計画は2年目までの記載を必須とする。3年目までの記載は、事業の継続性の観点から評価が高い

【注意事項】

採択されたプランについては、②プラン概要書および④企画提案書の、全部または一部を福井県のホームページ等で公表する場合があるため、個人情報に記載しないこと。

また、採択の有無にかかわらず、資料は県庁内で共有する場合がある。

(2)書類審査(一次審査)前の提出書類の差し替え

提出書類については、7月31日(金)17時までに、1回に限り差し替えを認める。その場合は「(3)問い合わせ先」へ連絡すること。なお、応募期間終了後の差し替え・修正は認めない。

(3)問い合わせ先

福井県県民協働課 県民・若者活動支援グループ 島田

E-mail:kenmin-kyodo@pref.fukui.lg.jp

TEL:0776-20-0237

10 支援金の交付

支援金は、採択者から別に定める様式に基づきプランに着手した旨の申出を受け、県がその内容を妥当と判断した場合に交付する。支援金交付に係る事務手続には一定の期間を要するため、申出から交付までに1カ月半程度かかる場合がある。詳細は別途定める「支援金交付マニュアル」によるものとし、採択者はこれを遵守すること。

11 活動状況報告・成果報告

プランの採択者は、県が求める方法により、プランの活動状況報告および成果報告を半年に一回行うものとする。報告時期、内容、方法、提出書類その他の詳細は、「支援金交付マニュアル」に定めるものとし、採択者はこれを遵守すること。

12 支援金の返還

次に掲げる場合には、交付した支援金の全部または一部の返還を求めることがある。

(1)プランを実施しない場合

(2)プランの実施を中断する場合、実施したが内容が著しく不十分と認められる場合

(3)令和10年3月31日までにプランが完了しない場合

ただし、応募者に責任の無いようなやむを得ない事情が発生した場合で事前に書面でスケジュール等のプラン内容の変更を申し出て、県の承認を得たうえで1回に限り期限を延長することができる。

(4)応募書類、報告書その他の提出物の記載内容に、虚偽または重大な誤りがあった場合。県への事前相談や県の承認なくプランの内容を大きく変更した場合

(5)本募集要項および「支援金交付マニュアル」を遵守しない場合

(6)その他支援金の返還が適当と県が認める場合

13 その他留意事項

(1)市町が実施する補助金等の県以外に補助金や助成金等を受ける場合には本コンテストの支援対象とする。ただし、総プラン費から他の制度で支援を受ける金額を除いた額を支援金額の上限とする。

(2)採択後の支援金の交付条件および義務については、交付時に提示する「支援金交付マニュアル」を遵守すること。

(3)審査に関する点数、評価内容その他一切の事項については、公表しない。